

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、金属加工業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社内2階事務所から作業現場へ階段を降りようとしたところ、足が滑り、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「右肘関節挫傷、右尺骨頭剥離骨折」等と診断され、以後、複数の医療機関において療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右肩及び右手首にも極度の機能障害を残しており、がん固な神経症状も残しており、医師も「今回の肘の骨折と因果関係がある。」旨意見していることから、障害等級第10級は誤りである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件災害は、平成○年○月○日、請求人が会社内2階事務所から1階作業場へ階段を降りる際、「階段の上から2段目か3段目のステップで足を滑らせ約○m下の踊場まで滑落し、右肘と腰を負傷した。」というものであり、受傷時に右肩関節及び右手関節を負傷した事実は認められない。

また、D医師は平成○年○月○日付けの意見書において、「右肩と右手に対しては外傷もなく病名も見当たらないため、現在のROM制限は十分に回復が見込まれるため、この可動域をこのまま採用するわけにはいかない。右肩と右手関節のROM制限は後遺症にならない。」と述べている。

さらに、請求人が主張の根拠としているE医師も、要旨、「当院では肘関節を中心にリハビリしていたため、肩・手関節に関しては経過観察のみ」と述べていることから、請求人の右肩及び右手関節については何ら治療を行っていないことが認められるとともに、可動域制限が生じた理由について要旨、「痛みのため積極的に右上肢を動かすことができなかった」と述べており、可動域制限がいわゆる廃用性の制限であることを認めている。

したがって、当審査会としても、D医師作成の意見を妥当なものとするところであり、請求人に残存する右肩関節及び右手関節の可動域制限は本件災害

に起因するものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても、一件記録を精査したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。